（経過措置）

2　次の各号に掲げる生物に係る特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下この項及び次項において「法」という。）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この項において同じ。）についての法第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（第二号及び第三号に掲げる生物に係る特定外来生物にあっては、前項第二号に定める日。次項において同じ。）前においても、その許可の申請をすることができる。

一　この政令（前項第二号に掲げる規定を除く。以下この号において同じ。）による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。次号及び第三号において同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに属する生物

二　前項第二号に掲げる規定による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（次号において「第二号新令」という。）別表第一の第一の五のイに掲げる種に属する生物

三　第二号新令別表第二の第一の三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、この政令の施行の日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十九号

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日は平成三十年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年一月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年四月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十号

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令

内閣は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第八条第四号、第二十六条第三号、第四十一条及び附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第八条第四号の政令で定める法律）

第一条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下「法」という。）第八条第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
三　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
五　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
七　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
八　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
九　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
十　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

（法第二十六条第三号の政令で定める法律）

第二条　法第二十六条第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）
三　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
四　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）
五　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）
六　前条第二号、第七号、第九号及び第十号に掲げる法律

（指定都市の特例）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第四十一条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の二十六第一項に定めるところによる。

（児童相談所設置市の特例）

第四条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、法第四十一条の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、法中都道府県に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。